

令和3年度株式会社農林漁業成長産業化支援機構の業務の実績評価について

農林水産省

1 実績評価の根拠及び対象

(1) 評価の根拠

株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「機構」という。）は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号。以下「法」という。）に基づき平成25年1月に設立された株式会社であり、令和3年度は第10期目となる。

機構の業務については、法第36条第1項の規定に基づき、機構の事業年度ごとの評価を行うこととされており、今回は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間（以下「評価期間」という。）に係る機構の業務実績を評価する。

(2) 評価の項目

農林水産省は、機構に対し、令和3年度以降は新たな出資は行わないこととし、その上で今後の投資計画（改善計画）の策定について指示し、これを受け、機構は、新規の出資決定は令和2年度までとすること及び回収業務は令和7年度までを目途に行い、投資回収の最大化に向けて取り組むこと等を内容とする「損失を最小化するための改善計画」を策定し、令和2年5月に公表した。

機構は、評価期間中において、本改善計画に基づき、新たな出資決定を行わなかったことから、

- ① 法第21条第1項第11号に規定する機構が保有する株式、新株予約券、持分又は有価証券の譲渡その他の処分及び同第12号に規定する債権の管理及び譲渡その他の処分（以下「出資回収等」という。）の実績
- ② 出資回収等の法第22条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める

株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（平成 24 年 12 月 11 日農林水産省告示第 2556 号。以下「支援基準」という。）、農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号。以下「支援法」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣が定める株式会社農林漁業成長産業化支援機構事業再編等支援基準（平成 29 年 8 月 1 日農林水産省告示第 1306 号。以下「事業再編等支援基準」という。）又は食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「食品等流通法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣が定める株式会社農林漁業成長産業化支援機構食品等流通合理化事業等支援基準（平成 30 年 10 月 23 日農林水産省告示第 2336 号。以下「食品等流通合理化事業等支援基準」という。）への適合性

を評価するとともに、

③ 農林水産大臣が認可した収入・支出予算の執行の適正性

についても評価を行う。

また、官民ファンドが政策目的に沿って運営されるようにするためには官民ファンドの活動の評価・検証等を実施する必要があるとの観点から、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成 25 年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、

④ 機構の運営に係るガイドラインへの適合性

についても併せて評価することとする。

2 個別の項目に対する実績及び評価

（1）出資回収等の実績

① 出資回収等の実績

評価期間において、機構は 13 件（うち機構直接出資 2 件）の出資の回収（一部回収を除く。）、4 件の資本性劣後ローンの回収を行った。

この結果、出資回収件数は評価期間末までの累計で 54 件（うち機構

直接出資 3 件)、出資回収額は 20.7 億円となった。

なお、評価期間において、3つの支援対象事業活動支援団体に係る投資事業有限責任組合契約が終了し、評価期間末までに累計で 16 の対象事業活動支援団体が解散したため、評価期間末をもって団体数は 37 に、当該 37 団体の支援決定額は総額で 464.7 億円(うち機構分 232.3 億円)となった。

② 出資回収等の実績に対する評価

評価期間における機構の出資回収等については、回収が後ろ倒しになった案件があるが、コロナ等の影響を背景とした対象事業者との協議・調整の結果であり、必要な対応であったと考える。しかしながら、令和 7 年度までを目途に行う回収業務については、一層の早期化に努める必要があると考える。

また、同じくコロナ等の影響により業績の悪化した一部の案件について、回収額が出資額に満たない案件があったが、多くの案件は出資額以上の回収額となっており、おおむね回収の最大化に向けた取組が図られたものと評価する。

(2) 出資回収等の支援基準、事業再編等支援基準及び食品等流通合理化事業等支援基準(以下「支援基準等」という。)への適合性

① 出資回収等

評価期間において、機構は 13 件(うち機構直接出資 2 件)の出資の回収(一部回収を除く。)、4 件の資本性劣後ローンの回収を行った。

② 支援基準等への適合性の評価

評価期間における 11 の支援対象事業活動支援団体の出資案件に係る回収については、農林漁業者の意向を踏まえつつ手続が進められる

等、支援基準等に照らして問題はなかった。

また、2件の事業者等への直接出資案件に係る回収については、投資収益の最大化を見込んだ出資回収の進められる等、支援基準等に照らして問題はなかった。

(3) 農林水産大臣が認可した収入・支出予算の執行の適正性

① 認可予算の執行状況

ア 収入

(出資金)

政府出資金の実績はないが、これは、評価期間における事業者等への出資の実行が、平成24年度、平成26年度及び平成28年度に機構に対して行われた出資（平成26年度及び平成28年度は民間出資のみ）による既存資金（319億円）をもって対応することが可能であったことによるものである。

(借入金)

借入金の実績はないが、これについても既存資金をもって対応することが可能であったことによるものである。

(事業収入)

評価期間において、株式の譲渡や一部の対象事業者からの配当、平成29年度末までに行った資本性劣後ローンの貸付に伴う金利収入により、当年度20億円の収入を見込んでいたが、収入額としては11.4億円となった。

(事業外収入)

余裕資金に係る普通預金利息収入のほか、流動性・安全性の高い地方債で運用したことによる利息収入等で、概ね予算どおりの決定

額となった。

主要な収入データ

科 目	収入予算額	収入決定済額
	円	円
(款) 事業収入	2,009,585,213	1,138,996,395
(項) 貸付金利息収入	12,786,075	17,342,074
(項) 投資回収	1,996,799,138	1,121,654,321
(款) 事業外収入	72,134,307	71,662,842
(項) 預金・有価証券利息収入	72,174,307	71,662,842
(項) その他	0	0
合 計	2,081,759,520	1,210,659,237

イ 支出

(出資金)

支援対象事業活動支援団体の経費等の出資として、0.9 億円が執行された。

(貸付金)

評価期間における対象事業者への貸付は行われなかった。

(その他)

事業諸費、一般管理費の各項においては、予算の範囲内で執行された。

主要な支出データ

科 目	支出予算額	支出決定済額
	円	円
(項) 出資金	100,000,000	90,520,408
(目) 出資金	100,000,000	90,520,408
(項) 貸付金	0	0
(項) 事業諸費	97,939,522	53,298,994
(目) 事業諸費	59,900,400	36,657,090
(目) 調査費用	27,793,042	11,770,386
(目) 旅費	10,246,080	4,871,518
(項) 一般管理費	790,137,536	640,694,831
(目) 役職員給与	358,369,065	264,313,502
(目) 退職給与引当金繰入	10,978,000	10,767,100
(目) 諸謝金	11,461,800	9,184,882
(目) 事務費	381,060,211	330,674,810
(目) 交際費	110,000	59,890
(目) 固定資産取得費用	28,158,460	25,694,647
合 計	988,077,058	784,514,233

② 認可予算執行の適正性の評価

機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を農林水産大臣に提出して、その認可を受けなければならない（法第28条第1項）、また、毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を農林水産大臣に提出しなければならないとされている（法第30条）。

評価期間に係る収入・支出の適正性の評価については、農林水産大臣が認可した予算と実際の収入・支出の主な項目とを対照することによって行ったところ、個別の項目について予算額と収入決定済額又は

支出決定済額との差異はあったものの、農林水産大臣から認可を受けた支出予算額の範囲内で執行されており、適正であったと評価する。

なお、事業収入のうち投資回収額について、予算作成時に出資の回収を見込んでいた案件に後倒し等の変動があったことにより予算額を8.8億円下回ったが、この回収の後倒しについては、コロナ等の影響を背景とした、事業者との協議・調整の結果であり、後年度の回収が見込まれるものとする。

(4) 機構の運営のガイドラインへの対応状況及び適合性

① ガイドラインへの対応状況

ア 運営全般（政策目的、民業補完等）

農林漁業成長産業化ファンドは、我が国農林漁業の成長産業化を実現するために設立されたファンドであるため、法令上の政策目的に沿って運営されているところである。

支援基準等においては、機構から支援対象事業活動支援団体、支援対象事業再編等支援団体及び支援対象食品等流通合理化事業等支援団体（以下「支援対象事業活動支援団体等」という。）への出資に関し、機構以外の者からの出資合計額を機構の出資額以上とするとともに、支援対象事業活動支援団体等が行う事業者等への出資を議決権ベースで原則総議決権の2分の1以下とすることが定められている。

これまでの機構出資はこの基準に適合しており、間接出資に係る対象事業者への出資総額は機構による出資金の4倍以上となっている。

また、直接出資についても、支援基準等に従い、機構による出資は総議決権の2分の1以下等としているところである。

イ 投資の態勢（監視・牽制）

機構は、支援対象事業活動支援団体に対し、法第 21 条第 1 項第 8 号の規定に基づき必要な指導等を行うものとされていることを踏まえ、各支援対象事業活動支援団体において開催される経営支援委員会等において、G P（無限責任組合員）に対する意見聴取、定期的な財務諸表の提示請求等を行い、投資後のモニタリングにおいて牽制機能を働かせつつ、必要に応じて助言を行った。

ウ 経営支援

評価期間において、機構は出資先からの要請等も踏まえ、機構からの出資先事業者の価値向上のため、役員を派遣する等より能動的な取り組みを実施していくとともに、各支援対象事業活動支援団体及びL Pである地銀との連携を図りながら、経営管理面や原料調達先、販路開拓支援の紹介や既存出資先との連携支援を行った。

また、新型コロナウイルス禍において業況が悪化している出資先の業績改善に向けて、適切なコンサルタントを選定・派遣する等によりアドバイザー機能を発揮した。

エ 投資実績の評価及び開示

(ア) モニタリング方針

機構は、支援対象事業活動支援団体の組合員として、経営支援委員会等の場を通じて、月次、四半期ごと及び年度ごとに対象事業活動の進捗状況を把握した。事業者等のモニタリングについては、決算書等の財務指標による定量的な業況判定基準により、業況把握・分析を行い、その結果をモニタリング検討会（令和 2 年 12 月より投融資検討会に統合している）、農林漁業成長産業化委員会に報告した。

また、事業者等への経営支援について、当該モニタリング結果も踏まえ実施した。

なお、支援対象事業活動支援団体のモニタリングについても、

定期的（年2回）に行っており、事業者等と同様に、投融資検討会、農林漁業成長産業化委員会に報告した。

(イ) モニタリングや評価の基本となるべき開示情報の数値化

機構は、支援対象事業活動支援団体及び事業者等のモニタリングを行う際に必要となる事後検証可能な指標（KPI）について、政策目的、支援基準等を踏まえて数値化・公表しており、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会で、進捗状況について公表した（令和3年9月）。

オ ポートフォリオマネージメント、民間出資者の役割

機構は、元本を確保できる投資採算の基準を設定し、各支援対象事業活動支援団体に対してこの確保を要請している。

ポートフォリオマネージメントについては、令和2年9月までに新規の支援決定を終えたことを踏まえ、令和2年10月から機構の投資実績について、半期ごとに投融資検討会での議論を経て農林漁業成長産業化委員会に報告を行った（令和3年4、10月）。

機構は、これまでに支援を決定した事業者等に対して、事業計画どおり進んでいない案件もあることから、これら出資先事業者等に対する様々な経営支援が重要となる中で、組織体制を変更し対応している。

また、民間出資者においては、出向職員を派遣する等、機構の円滑な運営に貢献している一方で、農林漁業成長産業化委員会における支援対象事業活動支援団体等に対する支援決定に当たっては、支援対象事業活動支援団体等と特別の利害関係を有する委員の議決を禁止する等、利益相反防止措置が適切に図られている。

カ 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

(ア) 国民への説明責任

機構は、令和2年5月に公表した「損失を最小化するための改

善計画」に基づく、累積損失の状況等を機構ホームページで公表するとともに、これまでに機構が支援決定を行った支援対象事業活動支援団体については、支援決定前及び支援決定後において、機構のホームページで民間出資者、出資金額等を公表した。

また、支援対象事業活動支援団体による支援の対象となった事業者等については、機構の同意又は支援決定後において、機構のホームページで支援対象事業活動支援団体、出資金額等及び当該事業者の支援終了について公表した。

(イ) 監督官庁及び出資者たる国との関係

機構は、投資回収の内容について、監督官庁及び出資者たる国に適時適切に報告を行った。

② ガイドラインへの適合性の評価

評価期間における機構の運営に係るガイドラインへの適合性について、機構は評価期間開始以降、新たな出資決定を行っていないことから、主として出資先への経営支援、投資後のモニタリング及び情報の開示・報告等の実施状況により評価を行ったところ、前述のとおり、それぞれおおむねガイドラインに沿った運営がされていると評価する。

3 その他の取組

評価期間において、機構は収支改善等を図るため、事務所を移転し固定費の削減を行うなど、管理経費の削減等の取組を進めた。

4 総括評価

(1) 令和3年度業務実績の総括評価

上述のとおり、評価期間における機構の業務・運営については、ガイドラインや支援基準等に従い、適正に行われたものと認められる。

引き続き、出資先の企業価値向上に向け、出資案件に対する経営支援やモニタリングの実施等、適切な対応が不可欠である。

併せて、機構において今後とも適切かつ効率的・効果的な業務を行うため、機構のみならず、支援対象事業活動支援団体等を含めた農林漁業成長産業化ファンド全体の収益性の確保等を図る観点から、業況判定・経営支援をより適切に行えるよう必要なモニタリングを実施するとともに、関係者の負担軽減についても併せて行うことで、モニタリング機能の更なる充実を図っていくことが重要である。

(2) 改善計画の着実な実施の確保等

機構の評価期間における経常損失は25.2億円、当期純損失は25.6億円となり、令和3年度末における機構の累積損失は141億円と、令和2年5月に策定・公表した改善計画に基づく累積損失計画額122億円に対して未達となったが、現段階で出資時と比較して企業価値が向上している出資先があり、令和7年度末までに18億円程度の純利益を見込んでいること、さらに、コロナの影響を受けた出資先について、業績の改善につながる経営支援を積極的に行い回収の最大化を図ることで、令和7年度末の累積損失を120億円とする計画の達成は可能と見込んでいる。

機構においては、今後も引き続き投資回収の最大化に努めるとともに、不断の経費見直し等により、損失の最小化を図ることが必要である。

農林水産省としては、引き続き、機構が改善計画に即した業務運営を適切に実施していくことを求めていく。

(参考) 基本情報 (令和4年3月末現在)

1. 主要な営業所

本社：東京都千代田区神田駿河台3-2-1 新御茶ノ水アーバントリニティビル2F

2. 出資金

総額 319.02 億円

国：300 億円

民間企業：19.02 億円

3. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数：4,000,000 株

(2) 発行済株式の総数：638,040 株

(3) 株主数：12

株主名	(株) 農林漁業成長産業化支援機構への出資状況		
	持株数	出資比率	出資額
財務大臣	600,000 株	94.04%	300 億円
カゴメ株式会社	6,000 株	0.94%	3 億円
農林中央金庫	6,000 株	0.94%	3 億円
ハウス食品グループ本社株式会社	6,000 株	0.94%	3 億円
味の素株式会社	4,000 株	0.63%	2 億円
キッコーマン株式会社	4,000 株	0.63%	2 億円
キューピー株式会社	4,000 株	0.63%	2 億円
株式会社商工組合中央金庫	2,000 株	0.31%	1 億円
日清製粉株式会社	2,000 株	0.31%	1 億円
野村ホールディングス株式会社	2,000 株	0.31%	1 億円
明治安田生命保険相互会社	2,000 株	0.31%	1 億円
トヨタ自動車株式会社	40 株	0.01%	0.02 億円

4. 従業員の状況 (出向者を含み、契約社員を除く。)

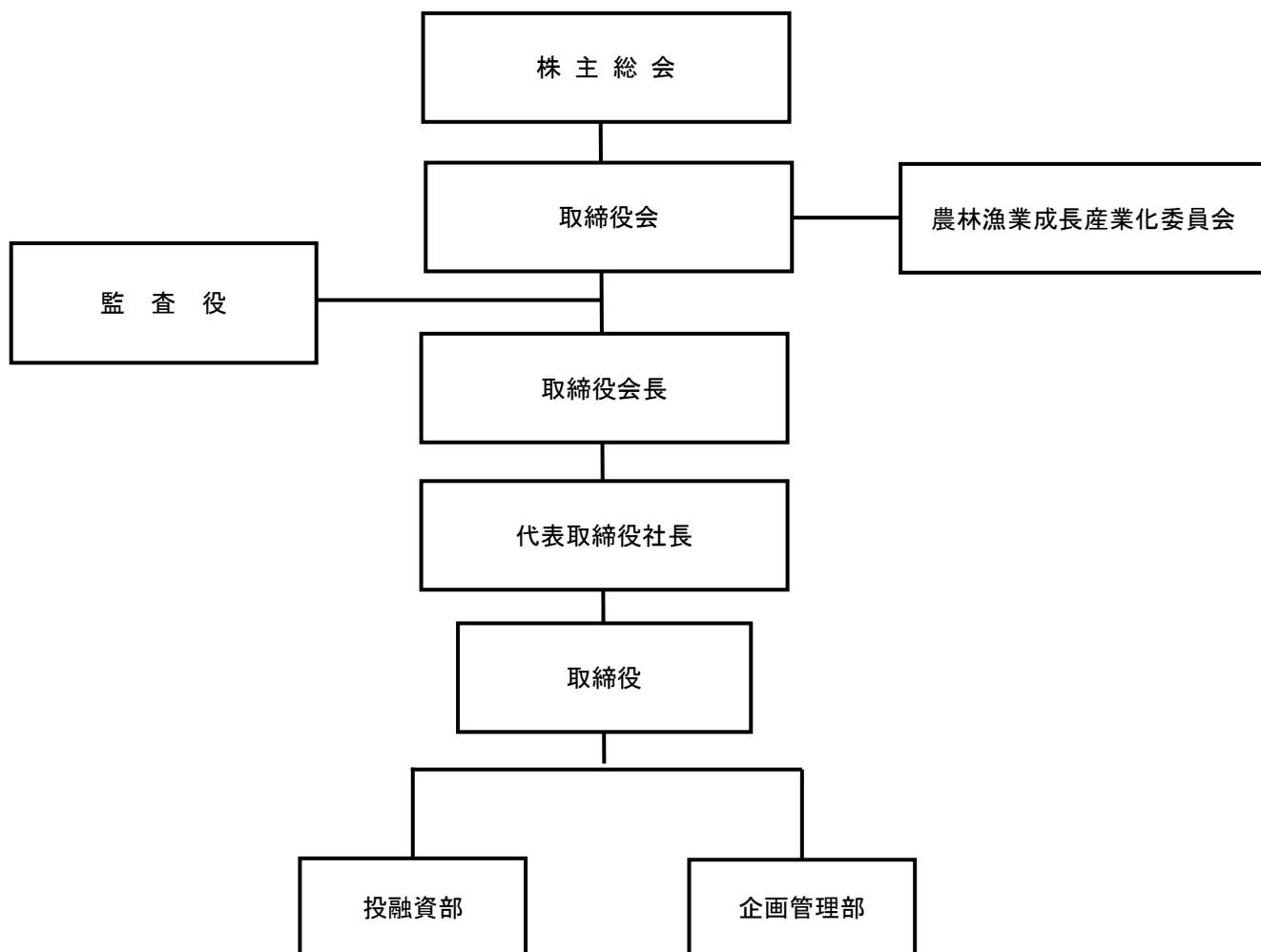
従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17 名	▲ 1 名	52.4 歳	4.1 年

5. 役員

会社における地位	氏 名	重要な兼職の状況
◎取締役会長(非常勤)	堀 絃一	
○代表取締役社長	光増 安弘	
取締役専務	高橋 孝雄	
※取 締 役(社外)	北川 岳史	キューピー株式会社経営推進本部副本部長 兼経営企画部長
※取 締 役(社外)	三輪 泰史	株式会社日本総合研究所創発戦略 センター エクスパート (農学)
監 査 役(社外)	篠原 修	GS デザイン会議 代表 東京大学 名誉教授 政策研究大学院大学 名誉教授 エンジニア・アーキテクト協会会長

注) ◎は農林漁業成長産業化委員長、○は同委員長代理、※は同委員を示す。

6. 組織図



7. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	16,446,187	流 動 負 債	115,209
現金及び預金	6,052,905	リース債務	3,990
営業投資有価証券	9,790,084	未払金	13,000
営業貸付金	1,221,100	未払費用	2,370
前払費用	4,748	未払法人税等	84,952
未収入金	10,263	賞与引当金	6,355
その他	12,064	役員賞与引当金	1,497
貸倒引当金	△644,978	その他	3,042
固 定 資 産	2,098,567	固 定 負 債	269,820
有 形 固 定 資 産	0	リース債務	8,607
建物	3,110	退職給付引当金	39,728
工具、器具及び備品	3,069	役員退職慰労引当金	12,567
リース資産	1,759	繰延税金負債	208,918
減価償却累計額	△7,939		
		負債合計	385,030
無 形 固 定 資 産	0	(純資産の部)	
商標権	0	株 主 資 本	17,840,865
ソフトウェア	0	資本金	17,551,000
		資本剰余金	14,351,000
投資その他の資産	2,098,567	資本準備金	14,351,000
投資有価証券	2,076,400	利益剰余金	△14,061,134
敷金及び保証金	22,167	その他利益剰余金	△14,061,134
		繰越利益剰余金	△14,061,134
		評価・換算差額等	318,858
		その他有価証券評価差額金	318,858
		純 資 産 合 計	18,159,724
資 産 合 計	18,544,755	負債・純資産合計	18,544,755

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。)

(2) 損益計算書

（自 令和3年4月1日）
（至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,070,636
売 上 原 価		2,993,928
売 上 総 損 失		1,923,291
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		616,333
営 業 損 失		2,539,625
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	58	
有 価 証 券 利 息	17,883	
雑 収 入	210	18,152
経 常 損 失		2,521,472
特 別 損 失		
減 損 損 失	32,328	
固 定 資 産 除 去 損	0	32,328
税 引 前 当 期 純 損 失		2,553,801
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,210
当 期 純 損 失		2,555,011

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。)

(3) 株主資本等変動計算書

(自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				評価・換算差額等	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本 合 計	その他有価証券評価 差額金	
		資 本 準 備 金	その他利益 剰 余 金			
当期首残高	17,551,000	14,351,000	△11,506,122	20,395,877	425,472	20,821,349
当期変動額						
当期純損失			△2,555,011	△2,555,011		△2,555,011
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△106,614	△106,614
当期変動額合計	-	-	△2,555,011	△2,555,011	△106,614	△2,661,625
当期末残高	17,551,000	14,351,000	△14,061,134	17,840,865	318,858	18,159,724

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。)

官民ファンドの運営に係るガイドライン

平成 25 年 9 月 27 日
 官民ファンドの活用推進に関する
 関係閣僚会議決定
 平成 26 年 6 月 27 日
 一部改正
 平成 26 年 12 月 22 日
 一部改正
 平成 27 年 7 月 31 日
 一部改正
 平成 27 年 12 月 18 日
 一部改正
 令和元年 11 月 29 日
 一部改正
 令和 2 年 11 月 20 日
 一部改正

日本経済を停滞から再生へ、そして成長軌道へと定着させるため、成長戦略により、企業経営者の、そして国民一人ひとりの自信を回復し、「期待」を「行動」へと変えていき、澁んでいたヒト・モノ・カネを一気に動かしていく。大胆な新陳代謝や新たな起業を促し、研究開発を加速し、地域のリソースを活用し、農林水産業を成長産業にし、日本の産業と企業のグローバル化を促進し、社会資本整備等に民間の資金や知恵を導入する。これらの施策を推進するために、財政健全化、民業補完に配慮しつつ、官民ファンドが効果的に活用されることが期待されている。

官民ファンドが民間資金の呼び水として効果的に活用されるためには、①各々の政策目的に応じた投資案件の選定・採択が適切に行われていること、②投資実行後のモニタリングが適切に行われていること、③投資実績が透明性を持って情報開示されており、監督官庁及び出資者たる国及び民間出資者に適時適切に報告されていること、④成長戦略の観点から特に重視すべき、創業・ベンチャー案件への資金供給について特段の配慮がなされていること、⑤官民ファンドが民業圧迫になっておらず、効率的に運用されていること、等が重要である。

政府としては、関係行政機関が官民ファンドを設立して終わりにするのではなく、日本経済の成長のため、官民ファンドが政策目的に沿って運営されるよう、官民ファンドの活動を評価、検証し、所要の措置を講じていくことが必要である。

このような観点から、官民ファンドの運営上の課題について、世耕内閣官房副長官を座長として、関係府省と有識者からなる「官民ファンド総括アドバイザー委員会」を開催して検討を行い、同委員会として、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（以下「ガイドラ

イン」という。)をまとめた。今後、関係府省一体となって定期的に官民ファンドの運営状況等の検証を行うこととするため、今般、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」(以下「閣僚会議」という。)を設け、ガイドラインを閣僚会議決定するとともに、閣僚会議の下に、関係府省と有識者からなる「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」(以下「幹事会」という。)を置き、これらをガイドラインに基づいて定期的な検証を行う場として位置づけることとする。

なお、閣僚会議及び幹事会での検証は、閣僚会議の構成員となる各府省の大臣が所管するもののうち主なもの(注1)を中心に行うこととするが、構成員以外の府省が所管のものも含め、他のファンドの検証へのガイドラインの活用についても継続的に検討していくこととする。

(注1) 検証を行う主たる官民ファンドは、(株)産業革新投資機構、(独)中小企業基盤整備機構、(株)地域経済活性化支援機構、(株)農林漁業成長産業化支援機構、(株)民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、(株)海外需要開拓支援機構、耐震・環境不動産形成促進事業、(株)日本政策投資銀行における特定投資業務、(株)海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構、地域脱炭素投資促進ファンド事業

1 運営全般(政策目的、民業補完等)

- ① 公的資金の活用であることに鑑み、法令上等の政策目的に沿って効率的に運営されているか。また、民業補完に徹するとともに、各ファンドの政策目的の差異、対象となる運用先の差異が適切に把握されているか。
- ② 政策的観点からのリスク性資金であるが、国の資金であることにも十分配慮された運用が行われているか。
- ③ 法令上等の政策目的に沿ってベンチャー企業支援や地域経済を支える地元企業(地域での起業を含む)支援等のために必要十分な資金供給等がなされているか。また、そのために必要な組織構成(投資態勢、窓口体制、人材育成機能等)となっているか。
- ④ 各ファンドと民間のリスクマネー供給(民間のプライベートエクイティ、ベンチャーキャピタルファンドや銀行のメザニン等)との関係・役割分担等は適切に理解されているか。
- ⑤ ファンド全体の業績評価について、ファンド設立・運営の趣旨を踏まえ、中長期的な視点から総合的に実施されているか。
- ⑥ 支援が競争に与える影響を勘案したものとなっているか。
- ⑦ サンセット条項の下、限られた期間内で民間プレイヤーの呼び水となり、将来民間で活躍できる事業創造の核となる人材を育成する目的が共有されているか。
- ⑧ 閣僚会議及び幹事会に対して、各ファンドが政策目的にかなった運営を行っているかについての定期的な報告が、正確かつ透明性をもって行われているか。

2 投資の態勢及び決定過程

2.1 投資の態勢

- ① 案件発掘及びデューディリジェンスを行う主体は十分な能力を保有しているか。
- ② 投資に係る決定を行う組織の役割が明確化され、適切に開催され、機能しているか。(注2)
- ③ 執行部を中立的な見地から監視、牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。(注2)
- ④ 投資に係る決定を行う組織を監視、必要に応じて牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。また、通常の投資に係る決定を行う組織から上位の決定を行う組織への重要な意思決定案件等の付議について、適切な仕組みのもとに行われるようになっており、機能しているか(大型案件、標準的な投資案件でない案件、想定内であっても初めて行う案件、利益相反が懸念される案件等の付議案件の明確化等)。(注2)
- ⑤ 投資プロフェッショナルの報酬は適切か(給与・賞与レベル、成功報酬、競業避止義務等の退職に関する制限の有無等)。
- ⑥ ファンドオブファンズとなる官民ファンドの場合、特にファンドオブファンズ業務を行うことに対応した監視、牽制の仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。

(注2) 具体的なそれぞれの組織の機能及び要件の内容については別添に記載。

2.2 投資方針

- ① 投資方針、チェック項目は、政策目的に沿って、適切なものか(業種、企業サイズ、事業ステージ、リスク選好度等から見て、当該ファンド全体としての運用対象は政策目的に沿ったものか(標準類型等))。
- ② 投資に当たって、その定性面と定量面から以下の点は検討されているか。
 - ・ 成長戦略への貢献の度合い、成長戦略との整合性の評価
 - ・ 民間資金の呼び水機能
 - ・ 民業圧迫(民間のリスクキャピタルとの非競合の担保等)の防止や競争に与える影響の最小限化(補完性、比例(最小限)性、中立・公平性、手続透明性の原則の遵守等)
 - ・ 投資先企業(注3)等の経営管理(ガバナンス)態勢や各種のリスク管理(法令遵守等)態勢
 - ・ 投資採算(投資倍率、回収期間、IRR等)、EXIT実現可能性の確認
 - ・ 利益相反事項の検証と確認(ファンドへの出資者との関連取引のチェック、案件の共同出資者との条件の公平性等)
 - ・ 各ファンドの政策目的を踏まえたESG(Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス))投資とSDGs(Sustainable Development Goals)への取組の推進

(注3) ここで言う投資先企業は、ファンドからの直接の投資先の他、プロジェクトファイ

ナンスで形式上JVやSPCなどを受皿として出資する場合には、当該受皿となるものを実質的に運営する主体等を指す。

2.3 投資決定の過程

- ① 投資に係る決定を行う組織で政策目的に基づいた投資の基本的な方針等に従って検討されているか。また、適切な手続きによる審査を経て投資に係る決定を行う組織で中立的な立場から決定されているか。投資に係る決定を行う組織で否認された案件は適切な検証を経て否認されたか。
- ② 案件の選別は、持込投資案件総数、投資検討実施件数（DD実施件数）、投資に係る決定を行う組織への付議案件数、投資提案件数、投資決定案件数等からみて、適切に行われているといえるか。

2.4 経営支援（ハンズオン）

- ① 経営支援（ハンズオン）を行うファンドにおいては適切に経営支援が行われているか。

2.5 投資実績の評価及び開示

- ① 次の点を踏まえて、適切にモニタリングを行っているか。
 - ・ 財務諸表等の指標に基づくモニタリングの基準を設定する
 - ・ 投資先企業の財務情報や経営方針等の企業情報を継続的に把握する
 - ・ EXITの方法、時期は、個別の案件ごとに取決め、円滑な退出を確保する
- ② 時価評価は適切に行われているか（内部評価と外部監査の有無）。
- ③ 政策目的との関係で効果的な運用となっているか。その運用状況を適時適切に評価、検証できるよう、個別案件及びファンド全体において、次の点を踏まえたKPI（Key Performance Indicators）を設定、公表しているか。
 - ・ 政策性と収益性を適切に評価、検証できる指標にする
 - ・ ファンド間で達成状況の比較検証が可能な指標にする
 - ・ ファンドの設置期限の到来前であっても、その運用状況を適切に評価、検証できる指標にする
 - ・ 各ファンドの政策目的を踏まえ、運用状況を評価、検証するために必要な指標に限定する
- ④ 投資実績に対するモニタリングや評価の基本となるべき開示情報が、可能な限り数値化されているか。

2.6 投資の運用方針の見直し

- ① 投資の運用実績の評価に基づき、運用方針の変更等が適切に行われているか。
（実績の評価、投資後のモニタリングにおいて、個別案件ごとのターゲット（PLやBS等の指標）、ターゲットから外れた場合の対応、個別案件のEXITを判断する基準、運用失敗の場合の判断基準とそれらの対応などが適切に行われているか）

3 ポートフォリオマネージメント

- ① 個別の案件でのリスクテイク（その際、政策的な必要性の説明責任を果たせるか）とファンド全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネージメントは適切に行われているか。またポートフォリオマネージメントを確保する態勢（責任者、組織等）は整備されているか。
- ② 投資実績、運用実績を評価し、運用方針の変更などを行える態勢が整備され、機能しているか。そのために必要な投資後のモニタリングについては、投資チームとは別のチームが行う等、態勢が適切に整備されているか。

4 民間出資者の役割

- ① 民間出資者に求める役割が明確化されているか。
- ② 各ファンドの投資案件に対する民間出資者のインセンティブや動機は確認されているか。
- ③ 民間出資の条件（手数料や成功報酬、特別な利益供与などのサイドレターの有無、案件によるオプトアウト条項（競合他社への出資の忌避等）の有無、出向者やオブザーバーでの受入の有無等）は適切なものか。
- ④ 各ファンドは民間出資者に対して、民間ファンドと民間出資者との関係を参考にし、投資実績を適時適切に報告しているか。
 - ・ 投資決定時における投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、決定プロセスや決定の背景の適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、説明責任を果たしているか。
 - ・ 投資実行後において、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等について、適時適切に報告しているか。

5 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

- ① 監督官庁及び出資者としての国と、投資方針の政策目的との合致、政策目的の達成状況、競争に与える影響の最小限化等について、必要に応じ国からの役職員の出向を可能とする措置を講じるなど、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築しているか。
- ② 投資決定時における適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行うほか、ファンド全体の経営状況に関する情報を定期的に開示するなど、国民に対しての説明責任を果たしているか。特に、政府出資等に重要な影響を与え得る損失が生じる場合にも、情報の秘匿性に留意しつつ、適時適切に情報開示を行っているか。
- ③ 監督官庁であり出資者である国が、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、各ファンドによる投資内容及び投資実行後の状況等について適時適切に把握するため、各ファンドは次の事項について、監督官庁及び出資者それぞれに、適時適切に報告しているか。

- ・ 投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、投資決定のプロセスや背景等
- ・ 投資実行後における、適切な評価に基づく、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等

④ 守秘義務契約により上記の運用報告が妨げられる場合において、当該守秘義務契約の存在及びその理由について事前の説明も含め適切に報告しているか。

(別添)官民ファンドに求められる組織体制

機能:重要な投資に係る決定を行う機能の監視、牽制
要件:独立性、専門性
監査役、アドバイザリーボード等

機能:重要な投資に係る決定
要件:専門性、独立性、中立性(常勤者と社外取締役(企業経営の経験者などを含む)等)


機能:通常の投資に係る決定(注)を行う機能の監視・牽制
要件:独立性、専門性
監査役、社外取締役、アドバイザリーボード等

機能:通常の投資に係る決定(注)
要件:常勤、短周期(毎週等)の開催

…重要な意思決定(利益相反に関する判断を含む)、ポートフォリオ管理、特に重要な投資案件

 : 内部組織

 : チェック機能

 : 法令に基づいて行う監査の機能と、それを補助するものとして社外有識者等からなる助言を行う機能(アドバイザリーボード等)を整理・明確化した上で、それぞれの権限・責任に応じ、監視・牽制を行う。

…全ての投資案件

機能:投資案件の発掘、DDの実施
要件:常勤、人材育成の観点
担当部署等

(注) 重要な意思決定案件(利益相反に関する判断を含む)、ポートフォリオ管理、特に重要な投資案件等の上位決定機能の付議の決定を含む

投資候補案件